（別紙）　目　録
約束手形　２通
⑴手形番号　ＡＡ25306
金額　300,000円
支払期日　平成25年１月31日
支払地　大阪市
支払場所　大阪信用金庫難波支店
振出日　平成24年８月27日
振出地　大阪市中央区難波千日前
振出人　田川工芸株式会社　代表取締役　保呂浩成
受取人　白地
最終所持人　申立人
⑵手形番号　ＡＡ25312
金額　200,000円
⑵の支払期日、支払地、支払場所、振出日、振出地、振出人、受取人、最終所持人は⑴の手形の記載に同じ

平成２４年（へ）第７号
山形県南陽市赤湯2626番地３
申立人　株式会社つかさ興業
代表者代表取締役　青木　有司
権利を争う旨の申述の終期　平成25年１月29日
平成25年１月30日　新潟簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＲＣ62416
金額　1,484,500円
支払期日　平成24年８月20日
支払地　新潟市
支払場所　株式会社北陸銀行新潟支店
振出日　平成24年４月25日
振出地　新潟市
振出人　第一建設工業株式会社　取締役社長　舛形　勝
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２４年（へ）第１号
福井県越前市中央２丁目６番５号
申立人　カラヤ株式会社
代表者代表取締役　山本仁左衛門
権利を争う旨の申述の終期　平成25年１月23日
平成25年１月28日　武生簡易裁判所
（別紙）　目　録
小切手　１通
小切手番号　ＫＦ813679
金額　1,325,265円
支払人　福井信用金庫神明支店
支払地　福井県鯖江市
振出日　平成24年８月28日
振出地　福井県鯖江市
振出人　山口商店株式会社　代表取締役　斉藤豊
最終所持人　申立人

平成２４年（へ）第２号
福井県越前市中央２丁目６番５号
申立人　カラヤ株式会社
代表者代表取締役　山本仁左衛門
権利を争う旨の申述の終期　平成25年１月23日
平成25年１月28日　武生簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＯＨ43060
金額　795,634円
支払期日　平成24年11月30日
支払地　福井県越前市
支払場所　株式会社北陸銀行武生支店
振出日　平成24年９月10日
振出地　福井県越前市
振出人　株式会社カラヤ三協　代表取締役　山本　直孝
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２４年（へ）第１号
山口県下関市長府扇町３番37号
申立人　株式会社スミテックエンジニアリング
代表者代表取締役　岡田　孝之
権利を争う旨の申述の終期　平成25年１月11日
平成25年１月28日　長崎簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＹＤ52615
金額　180,915円
支払期日　平成24年10月１日
支払地　長崎市
支払場所　株式会社親和銀行長崎営業部
振出日　平成24年７月20日
振出地　長崎県長崎市
振出人　まる川漁業株式会社　代表取締役　川端　一廣
受取人　ケイズ・エンジニアリング株式会社
裏書人　ケイズ・エンジニアリング株式会社
代表取締役　眞鍋　時廣
被裏書人　申立人
最終所持人　申立人

平成２４年（へ）第７号
川崎市幸区遠藤町32番７
申立人　株式会社藤森工業
代表者代表取締役　藤森　**満**樹
権利を争う旨の申述の終期　平成25年１月25日
平成25年１月29日　横浜簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＤＣ16652
金額　2,400,000円
支払期日　平成24年８月20日
支払地　横浜市中区
支払場所　湘南信用金庫伊勢佐木町支店
振出日　平成24年４月20日
振出地　横浜市
振出人　奈良建設株式会社　代表取締役　日野原武久
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２４年（へ）第７号
次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
申立人　京都市
代表者市長　門川　大作
申立人代理人弁護士　田中　茂
権利の届出の終期　平成25年１月24日
平成25年１月28日　京都簡易裁判所
（別紙）　目　録
１⑴土地　京都市北区大北山原谷乾町112番４
井溝　290.00平方メートル
⑵登記年月日番号　京都地方法務局昭和38年10月17日受付第33496号登記甲区順位番号２番
⑶登記した権利の内容
登記の目的　所有権移転請求権仮登記
原因　昭和38年10月15日売買予約
権利者　京都市北区大北山字原谷乾113番地　藤岡　敦子
２⑴土地　京都市北区大北山原谷乾町112番17
井溝　347.00平方メートル
２の⑵登記年月日番号、⑶登記した権利の内容は１の記載に同じ

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第９１５号
東京都中央区築地４丁目12番２号
債務者　岡部食品工業株式会社
代表者代表取締役　岡部　勝行
１　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　稲葉不二男
４　破産債権の届出期間　平成25年３月１日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９４１号
東京都目黒区中目黒４－６－18　タウンハウスＡ２、商業登記簿上の本店所在地東京都目黒区上目黒３丁目12番21号
債務者　株式会社ティピィ
代表者代表取締役　小林　洋子
１　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉田　広明
４　破産債権の届出期間　平成25年３月１日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月９日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３６号
栃木県宇都宮市吉野１丁目７番10号
債務者　有限会社デザインユニットマークス
代表者代表取締役　狐塚　岳和
１　決定年月日時　平成25年１月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　杉田　明子
４　破産債権の届出期間　平成25年３月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月19日午後１時30分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係